

## 「ELLE GARDEN」控訴事件

知財高裁 平成20年3月19日判決

平成19年(ネ)第10057号 商標権侵害差止等請求控訴事件

平成19年(ネ)第10069号 附帯控訴事件

キーワード：商標の使用態様

被告商品の販売態様等を考慮し「ELLE GARDEN」は「ELLE」に類似しないと判断した事案

### 【事案の概要】

本件は、「ELLE」と「ELLE GARDEN」は類似する、しかし、一審被告による被告商品の使用態様の一部は商標として使用されているとはいえない等として、一審原告の請求の大部分につき差止請求等を認容した原審（東京地裁）に対する控訴審である。

### 【裁判所の判断】

「ELLE」商標については、「少なくとも本件ロックバンドが結成された平成10年当時には著名であったと認めることができる。」と述べつつも、「「ELLE」との語はアルファベット4文字、称呼でみれば「エル」の2文字という、極めて簡単な構成からなっており、しかも、その原義はフランス語としては極めて普遍的な代名詞（「彼女」の意）であることから、（中略）識別力が顕著に高いものとは必ずしもいい難い側面がある。」と認定した。

そして、「被告ウェブサイトにおける販売についてみても、購入に至るまでには複数のステップがあり、その中には同サイトが一般の被服等を販売するサイト、とりわけ一審原告のようなファッションブランドの商品を販売するサイトではなく、ロックバンドのファンサイトであると容易に気付かせるような表示が随所に見られる」点等を考慮し、原告商標と被告標章とが類似するということとはできないと判断した。

ただし、被告標章10（下記参照）については、「ELLE GARDEN」の表示を敢えて2段にし、全体の印象としては本件「ELLE」商標に極めて類似したデザインを採用しているものであるとして、本件「ELLE」商標と被告標章10とは、外観、称呼及び觀念において類似すると判断した。

被告標章10



弁理士 土生 真之